

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

(令和3年12月21日更新)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)及び高校生世代までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金が支給されます。

## 【支給対象者】

- ・令和3年9月分の児童手当の受給者。
  - ・平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童(高校生世代)を養育する保護者。
- ※ただし、児童手当の所得制限を超えている「特例給付」の受給者及び「特例給付」と同等以上の所得の方は対象になりません。

[※児童手当とは](#)

## 【支給対象児童】

- ・令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童。
- ・令和3年9月30日時点で、高校生世代の児童。  
(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれ)
- ・令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)。

## 【給付額】

- ・対象児童一人につき **10万円を現金で一括支給**

## 【申請方法等】

- ・令和3年9月分の児童手当受給者(公務員を除く) → **申請不要**  
平成15年4月2日～令和3年9月30日までに生まれた児童が対象
- ※ただし、受給を希望されない場合は、受給拒否の届出書の提出が必要になります。希望されない場合は、届出書にご記入いただき、12月22日(水)までに子ども家庭課の窓口へ、郵送またはご持参ください。

[令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書](#)  
(PDF)

- ・児童が高校生のみ申請必要の世帯、公務員の世帯 →  
※申請方法等については、12月21日に給付金の対象となる家庭にお知らせ通知を発送しましたのでご確認ください。
- ・令和3年10月1日以降に生まれた新生児 → 申請必要  
※申請方法等については、12月下旬に案内通知を発送いたします。
- ・ 高校生世代のみを養育する世帯や公務員の方で、申請書が届かないが、支給対象と思われる場合は、申請書をダウンロードして提出してください。(郵送可)

[臨時特別給付金申請書\(様式第3号:高校生・公務員等\)](#)

(PDF)

[臨時特別給付金申請書\(様式第3号:高校生・公務員等\)記入例](#)

(PDF)

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

神戸町役場子ども家庭課

電話:0584-27-0176